

入札説明書

1. 告示日 令和6年7月17日（水）

2. 担当窓口 静岡県島田市切山1900-1
農事組合法人 ちゃつきり工房

3. 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、入札公告2. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書及び契約に係る指名停止等に関する申立書（以下「申立書」という。）を提出し、前項の担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者、参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

(1) 提出期間 令和6年7月17日（水）～令和6年7月31日（水）

午前9時00分～午後5時00分

(2) 提出場所 2. に同じ

(3) 提出方法 申請書等の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行う。

(4) 参加資格確認通知 令和6年8月5日（月）までに書面（FAX送信）をもって通知する。

(5) 申請書等の作成 申請書等は、別紙様式1により作成するとともに、申立書は別紙様式2により作成すること。

(6) その他

ア. 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 担当窓口は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書等は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書等の差し替え、再提出は認めない。

4. 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認めた者は、担当窓口に対して参加資格が無いと認めた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1. 提出期限 令和6年8月9日（金）

(2) 提出場所 2. に同じ

(3) 提出方法 電送（FAX送信）によるものとする。

(4) 担当窓口は、説明を求められたときは、令和6年8月14日（水）までに説明を求められた者に対し、書面（FAX送信）をもって回答する。

5. 入札説明書及び仕様書に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 受領期間 令和6年8月14日（水）午後5時00分まで

(2) 提出方法 書面（FAX送信）をもって提出する。

(3) 質問に対する回答 令和6年8月16日（金）までに、FAXにて回答する。

6. 入札、開札の日時及び場所等

入札者は次の日時、場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。

- (1) 日 時 令和6年8月19日(月) 午前10時・10時15分・10時30分
- (2) 場 所 島田市役所 4階 会議室402
- (3) そ の 他

- ア. 入札にあたっては、事業主体より参加資格があることを認められた確認通知書の写しを持参し、提示すること。
- イ. 代理人が入札するときは、委任状を提出すること。

7. 入札方法

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行う。

- (1) 入札書の様式は別添のとおりとし、下記の事項を記載する。
 - ア. 入札金額
 - イ. 法人名・代表者・法人印
 - ウ. 入札年月日を記入する。
- (2) 入札回数は2回までとする。
- (3) 入札保証金の納付は免除。
- (4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

- ア. 入札参加資格の無い者。
- イ. 代理人で委任状を提出しない者。
- ウ. 入札に必要な事項を記載していないとき。
- エ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者。
- オ. 金額を訂正した入札。
- カ. 入札に関して不正の行為があったとき。
- キ. 入札時間に遅れてきたとき。
- ケ. その他入札の条件に違反したとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8. 契約の締結

落札者は、落札の決定を受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ事業主体に提出し、契約を締結する。

9. 支払条件等

契約時に話し合いにより決める。

10. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認、その他手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

申立ては書面（FAX送信）にて行う。

電話 0547-45-5353 FAX 0547-45-5476

11. その他

その他詳細不明の点については、担当者までご連絡ください。